

## 第 8 1 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 1 6 年足立区条例第 4 9 号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第 3 条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。ただし、当該申請を行つた者は、事後に印鑑登録証を返納するものとする。

第 1 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第 3 条の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。

第 1 9 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録の廃止申請及び印鑑登録証明書の交付申請について、情報通信技術の利用を可能とする必要があるので、この条例案を提出いたします。